

< 返戻金制度に関する事項 >

許可番号：22-ユ-300609

WISH株式会社

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が求職者の責めに帰すべき事由による解雇、又は自己都合（死亡・病気を除く）により離職した場合、原則として領収済み紹介手数料の一部を返戻する制度）を下記の通り設けています。

- ・入社後1 カ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%
- ・入社後1 ヶ月超 3 カ月以内に退職した場合 紹介手数料の 50%

以上